

訪問リハビリテーション運営規程



SHIMONOSEKI

令和6年4月

下関市立豊田中央病院

下関市立豊田中央病院 指定訪問リハビリテーション及び
指定介護予防訪問リハビリテーション事業所運営規程

(目的)

第1条 この規程は、下関市が開設する下関市立豊田中央病院（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定めることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 事業は、利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下、「訪問リハビリテーション等」という。）の提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、事業所は自らその質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、医師の指示並びに訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画（以下、「訪問リハビリテーション計画等」という。）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行う。
- (4) 訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要とされる事項等について理解しやすいよう説明を行う。
- (5) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 業務を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 下関市立豊田中央病院
- (2) 所在地 下関市豊田町大字矢田365番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 常勤1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 医師 常勤1名以上(管理者を含む)

診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、利用者の心身の状況、病歴及びその置かれている環境等を踏まえ、理学療法士、その他の従業者と共同して、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画(以下「訪問リハビリテーション計画」という。)を作成するとともに、適切なリハビリテーションが行えるよう利用者の健康状態等を把握する。

(3) 理学療法士又は作業療法士 常勤1名以上

医師と連携して、前号の訪問リハビリテーション計画を作成するとともに、利用者に対して理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。

(4) 事務職員等 常勤1名以上

必要な事務を行う。

(業務日及び業務時間)

第6条 事業所の業務日及び業務時間は、次のとおりとする。

(1) 業務日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、国民の休日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 業務時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) サービス提供時間 午前8時45分から午後4時30分までとする。

(利用料及びその他の費用の額)

第7条 事業所が行う訪問リハビリテーション等の内容は、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、要介護者等の居宅を訪問し、基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適応能力、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行う、理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーションとする。

2 訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合に応じた額とする。

3 法定代理受領サービス以外の訪問リハビリテーション等を提供した場合は、前項の法定代理受領サービスの単価に単位単価を乗じた額とする。

4 サービス実施記録等の複写機による写しの交付に要したコピー代は、次の額を徴収する。

1枚につき10円(日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に限る。)

5 第2項から第4項までの費用の支払いを受ける場合には、要介護者等又はその家族に対して事前に当該サービスの内容及び費用について文書で説明した上で、支払

いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常事業の実施地域）

第8条 通常事業の実施地域は、豊田町を区域とする。

（相談・苦情処理）

第9条 事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望・苦情等に対し、迅速に対応する。

2 事業所は前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

（事故発生時の対応）

第10条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

3 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

（個人情報の保護）

第11条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第12条 事業所は、従業員の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後6か月以内

（2）継続研修 年1回

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所管理者が別に定める。

(虐待に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の尊厳保持・人格尊重・虐待の未然の防止・早期発見のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について事業所の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止の指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、虐待又は虐待を疑われる事案が発生した場合は、速やかに市へ通報する。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(認知症介護基礎研修)

第15条 事業所は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理等)

第16条 事業所は、感染症が発生しまん延しないように次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

附則

この規程は、平成25年2月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。